業務部速報

No. 115

発行 20. 3. 26

JR東労組 業務部

申15号 新型コロナウイルスに対する組合員の不安解消を求める緊急申し入れの団体交渉行う!!

組合員の安全と生活を守り不安解消を図るために議論を行う！！

第１項 出勤時において組合員・社員に感染の疑いがある場合は、点呼等において管理者から医療機関の受診や帰宅を指示すること。

・社員の健康状態は点呼時に確認する。新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽに感染しているかの判断を管理者がすることは難しい。その為に、判断は支社と共有することが大事だと考える。ﾌﾛｰが必要になれば検討することもある。
・消毒状況等、社員が安心する情報共有は、社員に伝わるようにしていく。

厚労省の指針に基づいて就労可能・不可能の判断を行うことを確認!!

第２項 組合員・社員及び家族に感染の可能性があり出勤できない場合の勤務の取扱いについては、有給の休暇とすること。

組合	会社
ｺﾛﾅｳｲﾙｽに特化した勤務認証をするべきである。	私傷病休暇、年休、保存休暇で対応することが基本である。

勤務整理は、実績に踏まえて個別の事情に対して判断することを確認!!

組合	会社
自職場で感染者が発生した場合に対応を明らかにすること。	保健所が立ち入り検査を行い、指示に従うことになる。

具体的な対応策を示すために継続した議論を行うことを確認!!

第３項 感染に伴う診断書及び治癒証明書の費用については、会社の負担とすること。

新型コロナウイルスに特化した一次的な取扱いとして、証明書の提出を省略し、本人負担がなくなることを確認!!

第４項 感染に伴い、業務に従事できない組合員・社員が拡大した場合の列車の運行確保や減便ダイヤの設定などを想定した対策を行うこと。

組合	会社
ｺﾞｰﾙﾃﾞﾝｳｨｰｸ期間の輸送見直しや、ｵﾘﾝﾋﾟｯｸ･ﾊﾟﾗﾘﾝﾋﾟｯｸが延期されることについて、先を見通さなければいけない。	当社の切符は１か月前から売り出す。ｴﾘｱ的なものと感染ｽﾋﾟｰﾄﾞの２点を踏まえて、ある程度時間を掛け見極めたい。

減便等は感染のエリアとスピードの違いがあるため、行政からの要請があれば判断することを確認！

組合	会社
知事の会見で都市封鎖が言われたが要請があった場合の対応はどうするのか。輸送量をｾﾞﾛにするのか。絞るのか。	行政からの要請があれば、情報を得て判断していく。

今後の感染状況の変動が激しいため、状況を見極めて継続して議論することを確認!!

第５項 改めて、全職場にマスク、消毒液の配備を行い、全社員にマスクを着用して執務する指示を行うこと。

組合	会社
・一勤務１枚の配布ではなく、衛生面に配慮して一日１枚にするべきだ。 ・総合研修センター等での集合研修などでは自分でﾏｽｸを用意しているので会社として用意するべきだ。 ・車両の換気能力の周知をするべきだ。宿泊地で毎日ｼｰﾂ交換を行い、感染防止に努めるべきだ。	・行き届いていないこともあるが、取引先を増やして確保できるようになってきている。 ・接客する箇所を優先的に配布している。研修など当社内でｺﾝﾄﾛｰﾙできる場所は、配席を変えるなどの措置を行う。 ・現時点での持ち合わせがないので確認をして返答を行う。

健康と生活を守り、安心して働けるようにすることを確認しました!!

職場では未だに課題・問題点は多くあるため継続した議論を今後行っていきます!!